令和８年度
新見市立哲多中学校　運動部活動に係る活動方針

２０２６．４．１

１　目　標

（１）中学生の時期に、望ましい心身の発達を図り、体力の向上と健康の保持増進を目指す。

（２）部活動を通して互いに高め合い、目標に向かって努力する力を養う。

（３）礼儀、マナーを身に付け、良好な人間関係を築き、深く人間理解に努める。

２　設置する部活動

野球部（男・女）　　卓球部（男・女）　　剣道部（男・女）　　バレーボール部（女）

３　本年度の運動部活動

（１）休養日及び活動時間について

①　休養日　　平日：月曜日・水曜日

休日：土曜日、日曜日のどちらか１日を休養日とする。

(中学校体育連盟主催大会の１週間前はこれに限らない)

②　活動時間　平日：２時間程度とする。

休日：３時間程度とする。　　（休日：学期中の土曜日、日曜日、祝日を含む）

休日の練習・練習試合

市内会場：午前または午後の活動時間とする。

市外会場：会場への移動は活動時間に含めない。

③　長期休業中の休養期間　（原則、水・土・日は部活動を行わない。）

・春季休業（７日間）　令和８年　４月　１日（水）～　７日（火）

・夏季休業（８日間）　令和８年　８月１０日（月）～　１６日（日）

・冬季休業（７日間）　令和８年１２月２８日（月）～　令和９年１月３日（土）

④　その他

・定期考査１週間前（土日含む）と学習週間は部活動を行わない。

・大会参加等により土曜日と日曜日に連日活動した場合は、次の週の土曜日と日曜日に休養日を振り替える。

（２）大会参加、県外遠征等について

・主催者が中学校体育連盟以外の大会に参加する場合や県外遠征等を計画する場合は、大会参加等許可書を提出すること。顧問は毎月の活動計画を校長に提出し承認を受けた場合に限り参加できる。

（３）部活動の運営について

①部活動顧問会議について

・日頃から他の部活動の在り方についても観察し、連携を取り合う。必要に応じて運営等に関する顧問会議を実施する。

②部費の取扱について

・学校定額集金による課外活動振興会費、生徒派遣費、生徒会部活動費をもって、公式大会等の交通費及び用具等購入の支出を行い、その収支に関する予算・決算について会計報告を行う。各部が練習試合等で使用するバス代等の集金や臨時の集金については各部保護者に収支に関する報告を行う。部費は公金として公正な取り扱いを行う。

（４）朝練習について

・朝練習は原則実施しない。

※ただし、駅伝練習についてはこの限りではない。

４　その他

・駅伝練習等、学校代表としての取り組みは校長と相談の上決定する。

・熱中症等の対策を講じ、気象条件にあった活動を行う。

・「新見市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、効果的な部活動となるよう運営・実施する。